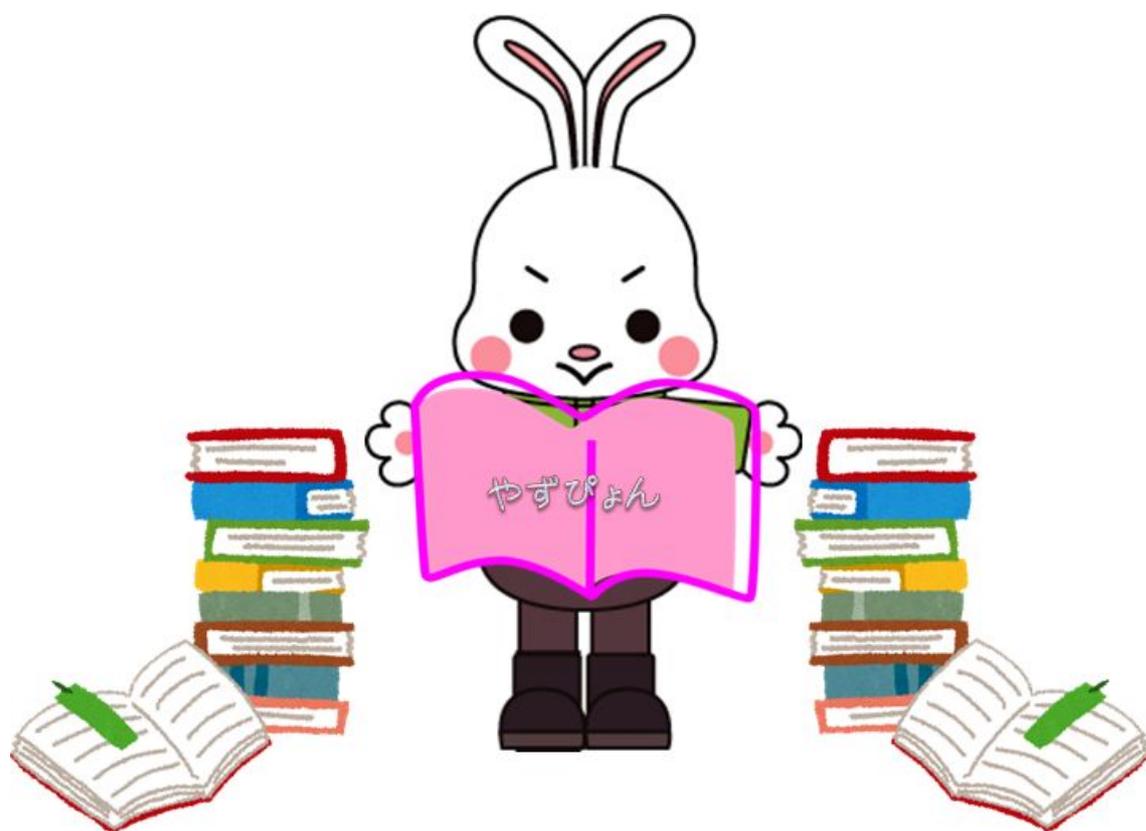


八頭町子どもの読書活動推進計画 (案)

～読書で育む子どもの未来～



八頭町教育委員会

も く じ

第1章 はじめに	1
第2章 八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 計画の目的	
2 基本方針	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
第3章 具体的な取り組み	4
(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	4
① 家庭・地域での読書活動の推進	
② 図書館での読書活動の推進	
③ 学校での読書活動の推進	
④ 保育所での読書活動の推進	
⑤ 障がいのある子どもへの読書活動の推進	
(2) 環境の整備と活動を支える人の育成	8
① 家庭・地域での読書環境の整備	
② 図書館の整備	
③ 学校司書の配置	
④ 保育所・子育て支援センターの環境整備	
⑤ 読書ボランティアの育成と活動支援	
(3) 子どもの読書活動についての啓発・広報	9
① 推進のための普及・啓発	
② 子どもの読書に関する情報の収集と提供	
第4章 効果的な推進のために	10
(1) 子どもの読書活動推進体制の整備	
(2) 関係諸機関との連携・協力の促進	

【資料篇】

- 八頭町子どもの読書アンケート(2014.9月実施)集計資料
- 八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 子どもの読書活動推進に関する法律

第1章 はじめに

子どもにとって、本を読んでもらったり、読書を楽しんだりすることは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにします。そして、読書体験によって、今まで知らなかった世界を知り、人間の多様な考え方に会うことで、自らの考えや行動を見直し、人生をより深く生きぬく力を身に付けていくことができます。

しかし、今日の子どもたちを取り巻く環境は、テレビ、ゲーム、ビデオ、インターネットや携帯電話、スマートフォンなど電子メディアの急速な発達・普及に伴い、本に親しむ場や機会、時間がどんどん減少する傾向にあり、子どもたちの読書離れや活字離れが指摘されています。

この様な状況の中、国においては、平成13年12月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないという理念の下に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。そして、それを受けて、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（閣議決定）が公表され、この中で子どもの読書環境を整備することは自治体の責任であることが明示されました。さらに、平成20年3月には「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）が、平成25年5月には第3次計画が示されました。また、平成17年7月には、「文字・活字文化振興法」が公布され、その第7条では、図書館の人的充実及び資料の充実がうたわれました。

これらを受けて、鳥取県においても平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」が策定され、平成21年3月に第2次、さらに、平成26年3月に第3次のビジョンが示され、読書に親しむための機会の提供や環境の整備を一層充実させることを目指し、目標値を盛り込んだビジョンの見直しが行われてきました。

八頭町においては、3図書館を有し、子どもにとって身近な図書館としてそれぞれの地域性を生かした事業を展開しています。なお、平成17年3月の合併以来（旧町でも行われていた）ブックスタート事業（赤ちゃんへの絵本のプレゼント）を始め、平成23年度からブックセカンド（3歳児を対象）・ブックサード（5歳児を対象）をスタートしました。

また、町内のすべての小中学校で朝の一斉読書に取り組むなど、町立図書館や小中学校の図書館を中心に、児童生徒をはじめ、町民の皆さんの読書活動の推進に取り組んできているところです。そこで、国・県の一連の流れを受け、この度、特に次世代を担う子どもたちの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校の自助努力やお互いの連携強化を目的として、町全体で、より一層、子どもたちの読書環境の整備や読書活動の推進を図っていく必要があると考え、「八頭町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成27年〇月

第2章 八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1、計画の目的

子どもたちは、「読書」によって言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにします。また、今まで知らなかった世界を知り、生活習慣、文化、科学、自然の出来事などに出会い、とても楽しい体験をすることができます。子どもの成長過程において読書は、感性を磨き、豊かな心を育み、人としてよりよく生きていくための様々な力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

この計画では、子どもたちが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくり、自ら進んで読書活動を行うことができる環境を家庭・地域・学校などを通し、整備し推進することを目的として策定します。

2、基本方針

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」をふまえ、次の5つの施策を基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもたちが、読書の楽しさを知り、自然に読書習慣が身に付くよう、さまざまな機会を通して本との楽しい出会いを支援することが必要です。八頭町では、それぞれの子どもの発達段階に応じ、家庭・地域・学校などを通じて読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもたちが、さまざまな機会や場所で、読書について、興味・関心を持ち、身近に本と触れ合うことができる環境づくりが望まれます。公共図書館や学校図書館を中心に資料の充実、読書スペースの整備、図書館を活用するための人的配置など、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの自発的な読書を促す環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもたちが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるために、図書館職員、教職員、保育士、ボランティア等が読書の意義を理解し、自らも本に親しもうとする意欲を持ち、子どもと本を結び付けるために必要な専門知識と技術を身に付けることが必要です。子どもの読書活動に携わる人たちの育成と、関係職員の資質向上に取り組みます。

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもは、本の読み聞かせによって読書の楽しさを知り、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すことで読書意欲を高めます。子どもの読書活動を推進するためには、まず子どもを取りまく大人が読書活動の意義や大切さを知り、大人自身が読書を楽しむことが重要です。八頭町は子どもの自主的な読書活動を推進するために、町民が読書活動の意義や大切さについて理解を深め、関心を高めるよう普及や啓発に努めます。

(5) 子どもの読書活動推進のための関係諸機関との連携

子どもの読書活動の推進には、家庭・保育所・学校・図書館・地域・ボランティアなど、それぞれに子どもが読書に親しむ機会をつくっていく必要があります。その上でお互いに連携・協力して取り組むことで、より一層、子どもの読書活動を推進することができます。八頭町は、関係諸機関がより一層の連携強化を図るよう努めます。

3、計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもです。

4、計画の期間

計画の期間は、平成27年(2015年)度から平成31年(2019年)度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



第3章 具体的な取り組み

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

①家庭・地域での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもが読書習慣を形成するための最も大切な場所が家庭です。乳幼児期は、子どもたちにとってはじめて本と‘出会う’時期です。子どもは抱かれたり語りかけられたりすることによって、愛情を肌で感じています。この時期は、本の内容そのものを楽しむことよりも、本を通して、両親をはじめとする身近な大人たちとふれあい、一緒に時間を過ごすことが重要です。

しかし、ゲーム機、携帯電話やスマートフォン等の情報端末機器の急速な普及や、塾や習い事、部活動などにより、子どもたちは家庭でゆっくり読書に親しむ余裕がない状況です。また、保護者も家庭で本を読む時間がないなど、多忙感がうかがえます。

なお、地域での読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本に親しむことができる環境をつくることも重要です。特に町立図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、読書活動の中核的役割を担っています。

このような現状から、家庭では子どもの読書に対する興味・関心を引き出すため、様々な機関が連携・協力して保護者に啓発することや、子どもたちが、町立図書館を利用しやすい環境をつくることに取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 図書館・保育所・学校・子育て支援センター等、あらゆる機会を通じて家庭での読書活動の支援に努めます。
- ブックスタート（注1）、ブックセカンド（注2）、ブックサード（注3）事業を継続して実施し、乳幼児期における家庭での絵本の読み聞かせの重要性や本に親しむことの楽しさ、地域で子育てを応援しているというメッセージを伝えるよう努めます。
- 図書館や学校からの広報誌などによる情報提供や、講演会、研修会を実施して、保護者への啓発を行い、それぞれが家庭にあった方法で読書に取り組めるような環境づくりに努めます。

（注1）ブックスタート：6カ月児健康診断の機会に、保健センターと図書館が協力して絵本を渡しながら、親子のふれあいの大切さを伝え、図書館や子育て支援センターの利用もすすめます。

（注2）ブックセカンド：3歳児に、年齢にあった絵本を図書館で手渡ししながら、読み聞かせが言葉や想像力の発達に重要であることを伝えます。

（注3）ブックサード：5歳児に、幼年童話を図書館で手渡ししながら、読むことへの興味・関心を高めます。また、5歳児健康診断の時に図書館司書が絵本の読み聞かせを行っています。

②図書館での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもにとって図書館は、たくさんの蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさにふれることのできる場所であると共に、入手した情報の中から適切なものを評価・選択する力を養う場所でもあります。保護者にとっては、子どもに読んでほしい本を選んだり、子どもの読書について司書に相談したりできる場所です。このように図書館は、乳幼児期から就学期、さらには生涯にわたる読書活動を支えています。現在は利用者が限定されている傾向にあります。今後すべての子どもたちが図書館を利用できるよう啓発に努めます。

【取組の方向性】

- 図書館資料（注4）は、個人のみならず、保育所や学校をはじめとする団体に積極的に貸し出し支援をするために、児童書の充実を努めます。
- 乳幼児とその保護者のために「赤ちゃん絵本コーナー（注5）」を設置し、発達段階に応じた絵本の充実を努めます。
- 興味や好みが急速に変化していくヤングアダルト世代（児童と成人の中間層）のために、その成長に応じたヤングアダルトコーナー（注6）を設置します。
- 「おはなし会」や「ストーリーテリング（注7）」等、子どもの興味をひく事業を開催し、子どもと本の橋渡しをします。
- レファレンス（注8）や読書相談を通じて幅広い資料の提供に努めます。
- 推薦児童書リストを作成したり、コーナー展示を工夫したりして、子どもと保護者への啓発に努めます。

（注4）図書館資料：図書館が収集し、整理し、利用者に提供する資料。本・新聞等。

（注5）赤ちゃん絵本のコーナー：0歳から2歳ごろまでの赤ちゃんとその保護者を対象とした絵本コーナー。

（注6）ヤングアダルトコーナー：おおむね12歳から18歳までの青年期利用者を対象としたコーナー。

（注7）ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

（注8）レファレンス：何らかの情報あるいは資料を求めている人に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供ないし提示すること。



③学校での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもが読書習慣を身に付ける上で、学校の果たす役割は大きく、教職員全員が読書活動の重要性を認識し、学校をあげて取り組むことが望まれます。特に、学校図書館は、次のような機能が求められます。

- ・創造力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能
- ・自発的、主体的な学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する「学習・情報センター」としての機能

そのため、学校図書館には「十分な蔵書」と児童生徒を繋ぐ「人」の存在が極めて重要です。

現在、小中学校では、朝の一斉読書が定着してきており、全校児童生徒、教職員で継続して取り組むことが大切です。さらに、「読書週間（注9）」など読書関連行事等を企画実施し、児童生徒への継続的な働きかけが必要です。また、児童生徒による図書委員会等の自主的な活動の支援や、保護者や地域のボランティアの受け入れ等を工夫し、ともに協力して子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 司書教諭（注10）や学校司書（注11）は、図書館とともに読み聞かせ、選書等の研修を行い、資質の向上に努めます。
- 保護者に子どもの読書活動への認識を深めてもらうために、参観日や研修会などの機会を捉えて働きかけ、子どもと一緒に読書を楽しむ習慣を育むよう努めます。
- 朝の一斉読書や委員会活動・学校行事などを継続して実施し、豊かな読書活動の推進に努めます。
- 公共図書館と学校司書が連携して、適切な資料の選定・提供に努めます。また、学級へのセット貸出（注12）を継続して読書活動を支援します。
- 特別な支援を要する子どもが読書に親しむことができるよう、図書館からの団体貸出等継続して実施し、読書環境の充実に努めます。
- 読み聞かせボランティアの積極的な受け入れを行い、読書に親しむ機会を増やすよう努めます。

（注9）読書週間：終戦まもない昭和22年、まだ戦火の傷跡が至るところに残っているなかで「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、11月17日から、第1回『読書週間』が開催されました。翌年の第2回からは10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、現在に至っています。『読書週間』が始まる10月27日が、「文字・活字文化の日」に制定されています。

（注10）司書教諭：学校図書館（図書室などを含む）のためにおかれる教員のことである。学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第5条の第1項には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められている。

（注11）学校司書：学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。日本においては以前は法令で規定されていなかったが、2015年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。

（注12）八頭町立図書館で小学校の学年別に本を選び、学級貸出用セット本（学級文庫）として各クラスに配本し、入れ替えを毎月行っている。

④保育所での読書活動の推進

【現状・課題】

保育所は、乳幼児がはじめて集団生活を経験するところであり、保育士が読み聞かせる絵本を通して友達とかかわりながら、豊かな心を育むことができます。乳幼児がいつでも好きな本を手に取り、見ることができるように、年齢に合った本、いろいろな種類の本をそろえた「絵本コーナー」を設置し、自発的な読書習慣を育てるよう努めています。図書館と連携して、保育士、ボランティア等と共に情報交換や研修の機会を設け、選書や読み聞かせにより一層の資質の向上に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 乳幼児期にふさわしい絵本・紙芝居・物語等の充実に努めます。
- 図書館の団体貸出や読み聞かせ等を継続して行い、子どもたちが幅広く楽しい本に出会える機会をつくります。
- 読み聞かせボランティアの積極的な受入れを行い、絵本に親しむ機会を増やすよう努めます。

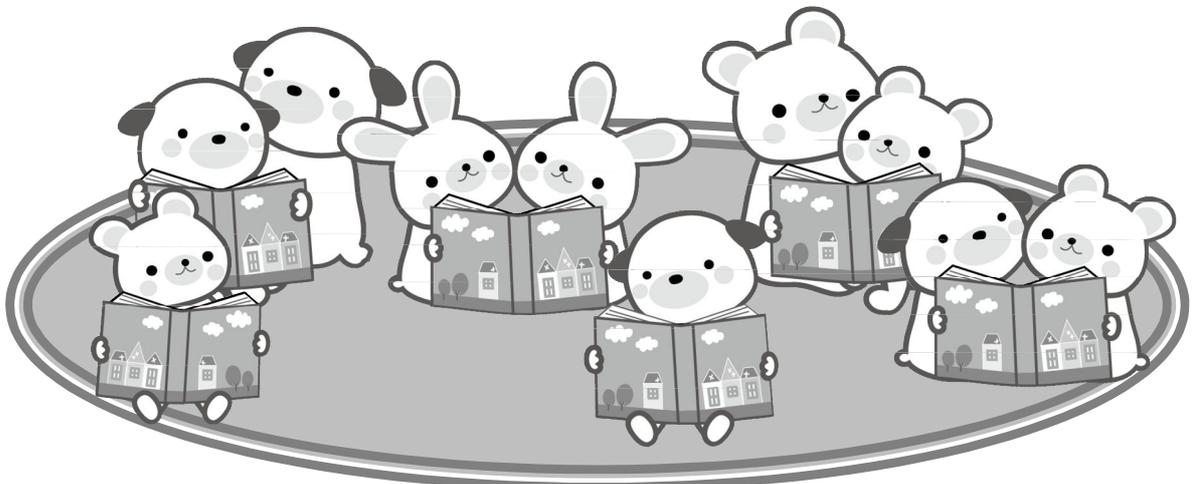
⑤障がいのある子どもへの読書活動の推進

【現状・課題】

八頭町の図書館では、布絵本の資料は活用していますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体の不自由等、さまざまな障がいの種類や程度に応じた読書活動ができるための施設の整備は十分整っているとはいえません。それぞれの要望に応じて、必要な資料を揃えたり、県立図書館からの貸し出し等のサービスを利用するなど、今後の取り組みが必要です。

【取組の方向性】

- 図書館司書は障がい者サービスの研修を受け、ボランティアとも連携して、障がいのある子どもたちが、読書に親しめる環境を整えるよう努めます。



(2) 環境の整備と活動を支える人の育成

①家庭・地域での読書環境の整備

【現状・課題】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに、本に親しむことができる環境をつくることが重要です。図書館は、子どもが学校・保育所以外で様々な本と出会える場所であり、地域における読書活動の中核的な役割を果たすことに努めています。

【取組の方向性】

- 今後もブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業の実施により、家庭ですぐ近くに本があり、読み聞かせができるきっかけを作ります。
- 図書館、子育て支援センター、保育所、公民館では、身近に本が借りられる環境を整え、読書習慣をつける取り組みを支援します。また、移動図書館車（注13）を備え、来館することが難しい地域を中心としたステーションを巡回することで、より一層子どもに本が届くよう努めます。

②図書館の整備

【現状・課題】

現在、厳しい財政状況の中で、町では3つの図書館を整備し、学校図書館等と連携して読書活動の振興に努めています。しかし、利用促進の面では今後、一層の努力が求められており、より身近に本が借りられる環境をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- 児童図書資料費が確保できるよう努めます。
- 鳥取県内の図書館横断検索システムの有効活用により、図書館ネットワーク（注14）の拡充を図ります。
- 児童図書に関する専門的な知識を有する司書の適正配置の充実と、研修による資質の向上に努めます。
- 図書館が中心となって、町内の子育て支援センター、保育所、学校の司書教諭等との情報交換会や研修会の開催を計画します。

③学校司書の配置

【現状・課題】

学校図書館は、児童生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられるよう、新しい図書の整備・充実と、子どもの読書活動を活発にするために、学校司書が常に図書館にいて支援することが大切です。現在は全小中学校に学校司書を配置していますが、兼務の学校もあり支援の在り方を検討する必要があります。

【取組の方向性】

- 町では、平成27年4月に中学校、2年後には小学校の統合を控えています。これを機会にさらに学校図書館の充実を図り、一層活用されるよう取り組みます。

④保育所・子育て支援センターの環境整備

【現状・課題】

乳幼児期は、読み聞かせを通して読書の楽しさと出会う大切な時期です。子育て支援センター、保育所では、絵本や紙芝居などの蔵書の充実と職員の選書などの資質向上のための研修も推進しています。

【取組の方向性】

- 子どもたちがいつでも本に触れることができる環境をつくり、保育の中で活用します。
- 図書館と連携し、子どもたちの発達段階にあった本の選定と、蔵書の充実に努めます。
- 図書館と連携しながら、共同で研修会の開催に努めます。

⑤読書ボランティアの育成と活動支援

【現状・課題】

子どものよりよい読書環境をつくるには、地域で活動している読書ボランティアの活動が大きな力になります。しかし、読書ボランティアは少ない現状であり、担い手の育成が課題です。

【取組の方向性】

- 子育て支援センター、保育所、学校、図書館などで子どもたちがよい本に出会えるように、地域で読み聞かせなどを実践する読書ボランティアの活動の機会をコーディネートします。
- 研修会、講習会の場を設定し、子どもの読書活動の担い手の育成に努めます。

(注 13) 移動図書館車：図書館を利用しにくい地域の住民に対し、車に図書を積み定期的に巡回するサービスを行う車。

(注 14) 図書館ネットワークシステム：町立図書館に必要な資料がない場合でも、インターネットを利用して町内の小・中学校や県立図書館の蔵書を横断的に検索・予約し、町立図書館での借り受け等、様々なサービスを受けることができます。

(3) 子どもの読書活動についての啓発・広報

①推進のための普及・啓発

【現状・課題】

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性を理解していくことが必要です。そのために、町全体で子どもの読書に対する関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進する機運を醸成するために幅広く普及・啓発を図るよう努めています。

【取組の方向性】

- 「子ども読書の日（注15）」や「読書週間」を中心にそれぞれの場所で行う関連行事、講演会や研修会など、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動の普及・啓発を行います。

②子どもの読書に関する情報の収集と提供

【現状・課題】

町の広報やホームページ、図書館新着図書案内や保育所や学校のたよりなど、あらゆる機会に子どもの読書に関する情報が提供されることが必要です。

【取組の方向性】

- 町の広報やホームページなどに子どもの読書に関することがらを掲載し、地域住民への情報提供に努めます。
- 子どもの読書活動を支える人材を養成していくための情報発信を行い、幅広い層に呼びかけて、町全体で推進していく体制を整えるよう努めます。

（注15）子ども読書の日：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。この日を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな取り組みが進められています。

第4章 効果的な推進のために

（1）子どもの読書活動推進体制の整備

- 地域を支える次世代の人材を育成することは、町にとって重要な責務であり、人材育成に読書が果たす役割も大きなものがあります。町と民間団体が協力して、地域ぐるみで読書活動を推進するための体制を整えます。
- 「八頭町子どもの読書活動推進計画」をもとに子どもの読書環境を整えるため財政上の措置を講じるよう努めます。さらに、この推進計画に示された各種施策のための具体的な取り組みが展開されるよう関係機関に働きかけていきます。

（2）関係諸機関との連携・協力の促進

- 子どもの読書活動推進を効果的に実践していくために、関係諸機関が、子どもの読書活動に関する取り組みを行い、情報交換をしていくよう進めます。
- 長期的に子どもの読書活動の取り組みが行われるために、推進計画の普及・啓発と合わせて、具体的な方策の検討や見直しを行います。

資料篇

資料

平成26年八頭町子どもの読書に関するアンケート結果

1. 調査対象

	小学校3年生	小学校6年生	中学校3年生	合計
調査対象	8学級 ※1	8学級 ※1	3学級 ※2	11学級
調査人数	92名	117名	67名	276名

※1 町内全小学校各1学級

※2 町内全中学校各1学級

	保育園年長児保護者
調査対象	4保育所 ※3
調査人数	60名

※3 船岡、八東地域の各1保育所、郡家地域の2保育所

高校生については、鳥取県が行った「平成24年度子ども読書に関するアンケート結果」のデータを元に行っている。(県では、県内8校296名へのアンケートを行っている。)

2. 調査結果

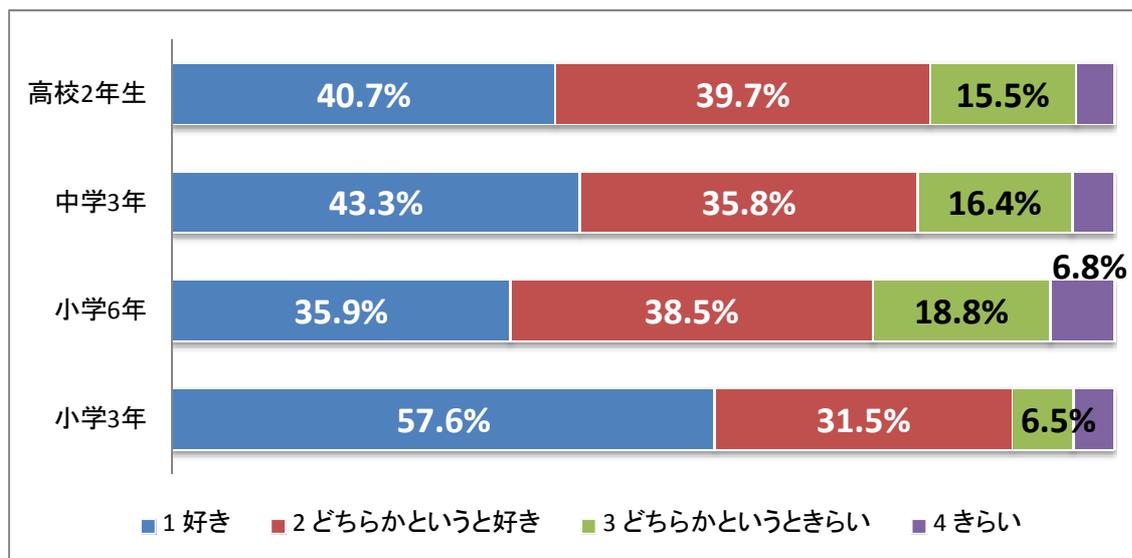
●表記上の注意点

- ①【県との比較】は、鳥取県が行った「平成24年度子ども読書に関するアンケート結果」のデータを元に町が行った読書アンケートと比較している。
- ② 以下の理由により、グラフの数値は合計しても100%とならない箇所がある。
 - a.未回答箇所があるため
 - b.数値はすべて小数点第2位切り上げとしているため
- ③【保育所 年長児保護者】以外は、原則5%未満の数値を帯グラフ上に表示させていない。

【児童・生徒】

1) 読書に関する意識について

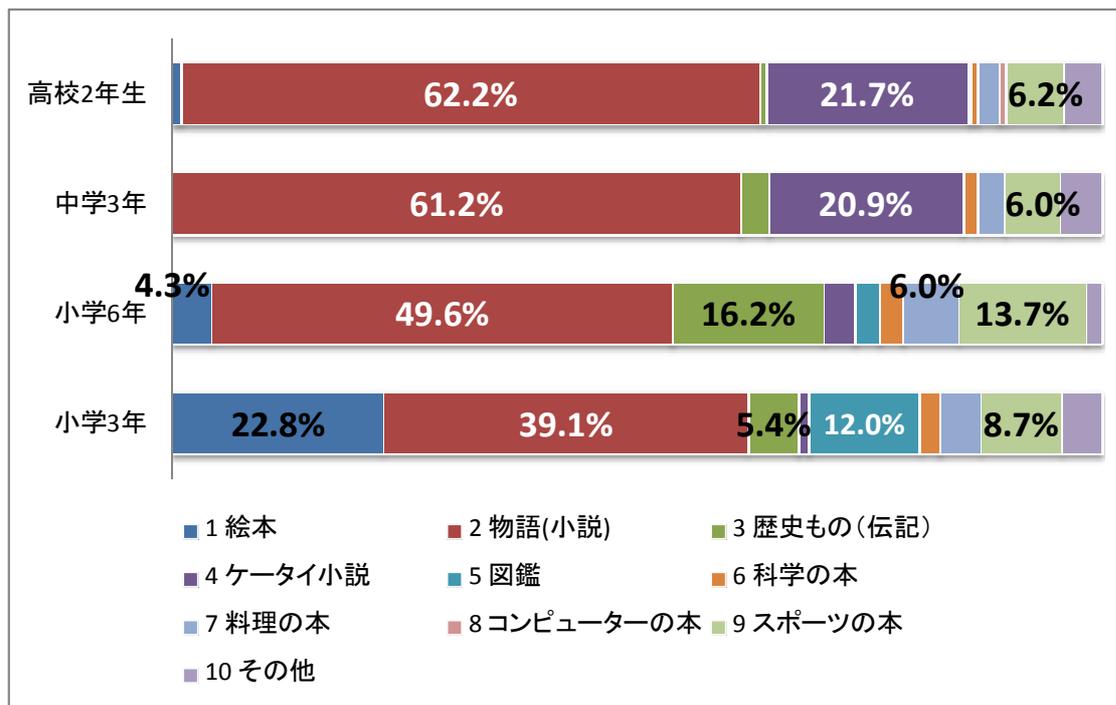
問1 あなたは、本を読むのが好きですか。



「好き」「どちらかという好き」が、小学3年生・中・高校生は80%程度となっている。小学6年生については74.4%と、80%に届いていない状況にある。

【県との比較】 あまり差異はない。

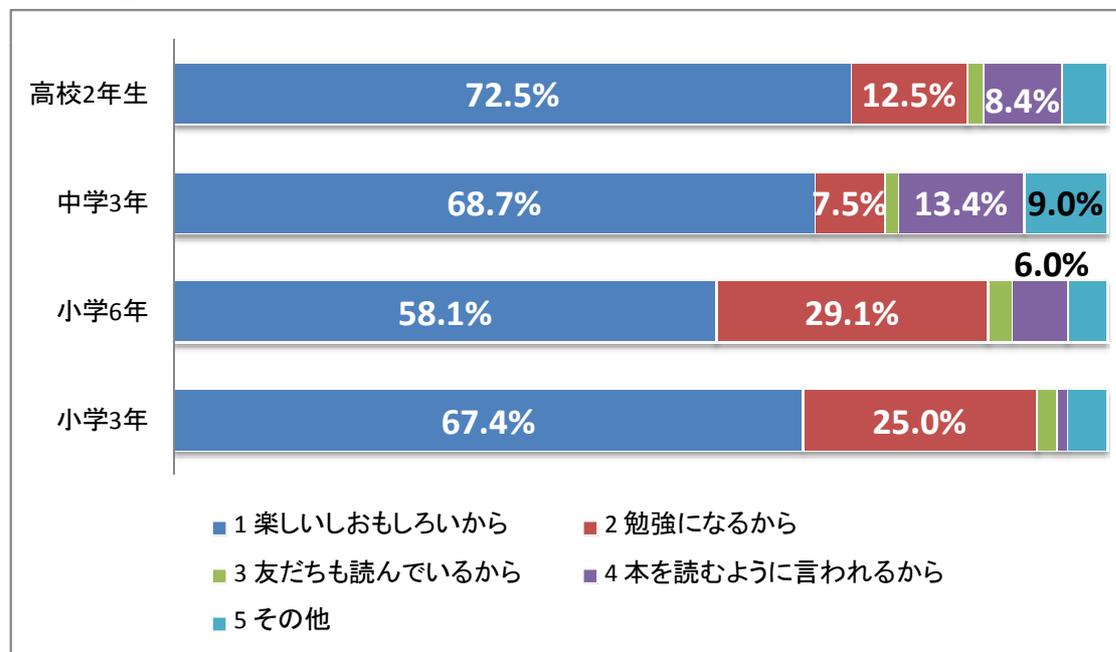
問2 あなたは、どんな本をよく読みますか。



小学3年生から高校2年生まで最もよく読む本は、「物語(小説)」である。中学生・高校生で「ケータイ小説が多いのは、携帯・スマートフォンの普及が起因している」と予想される。

【県との比較】あまり差異はない。

問3 本を読むのはどうしてですか。

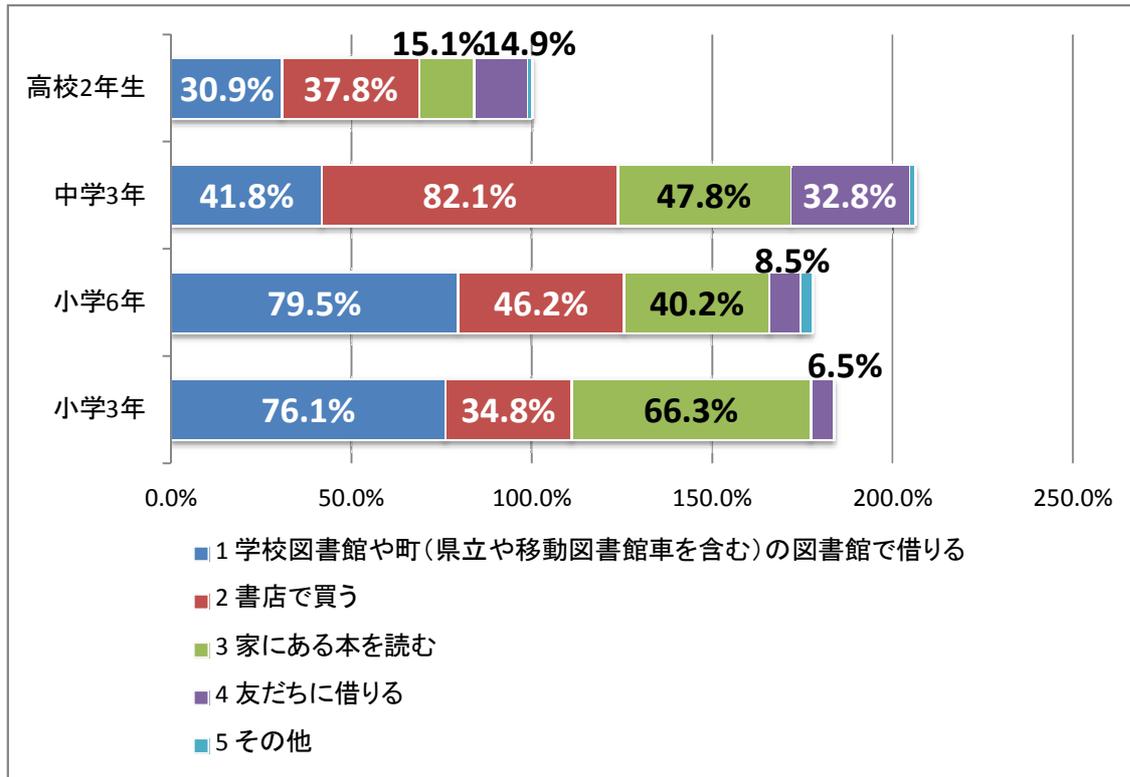


本を読む理由として、すべての年代で「楽しいしおもしろいから」との回答が最も多く、学年が上がると「本を読むように言われるから」が増加傾向にある。

【県との比較】あまり差異はない。

2) 学校や家庭での読書について

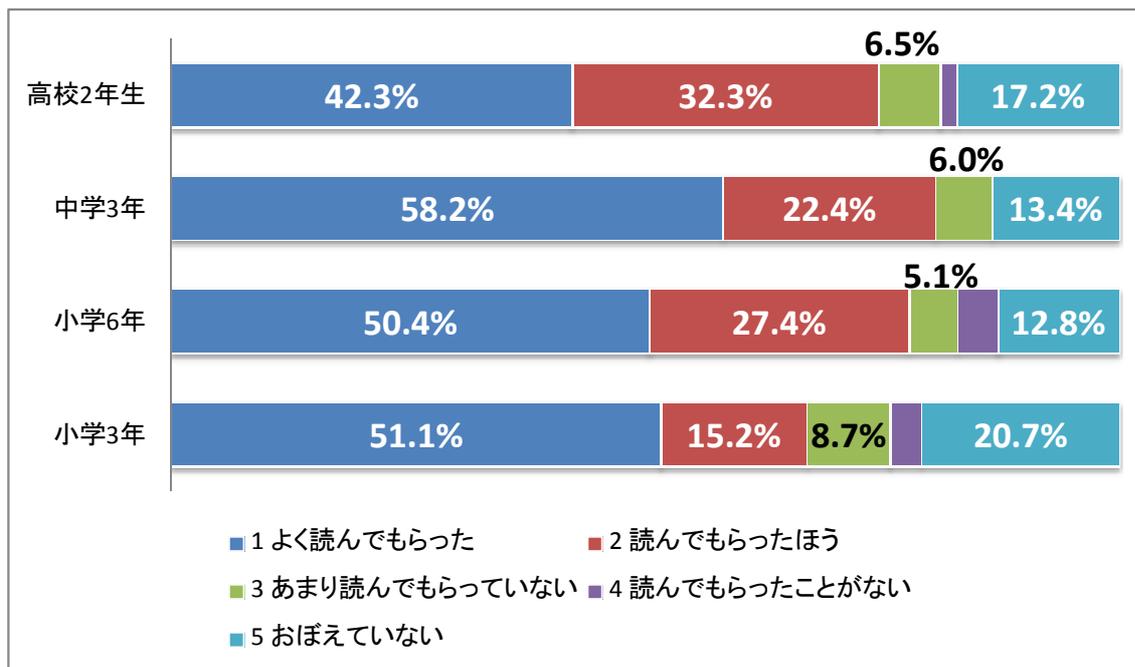
問4 あなたは、学校や家で読む本をどのように準備していますか。
(高校生以外は複数回答可)



小学生3年生及び6年生は、「学校図書館や町の図書館で借りるが」最も多くなっているが、中学3年生は、「書店で買う」82.1%が最も多い。図書館にある本と読みたい本が違ったり、手元に置いておきたいという気持ちが生じているものと思われる。

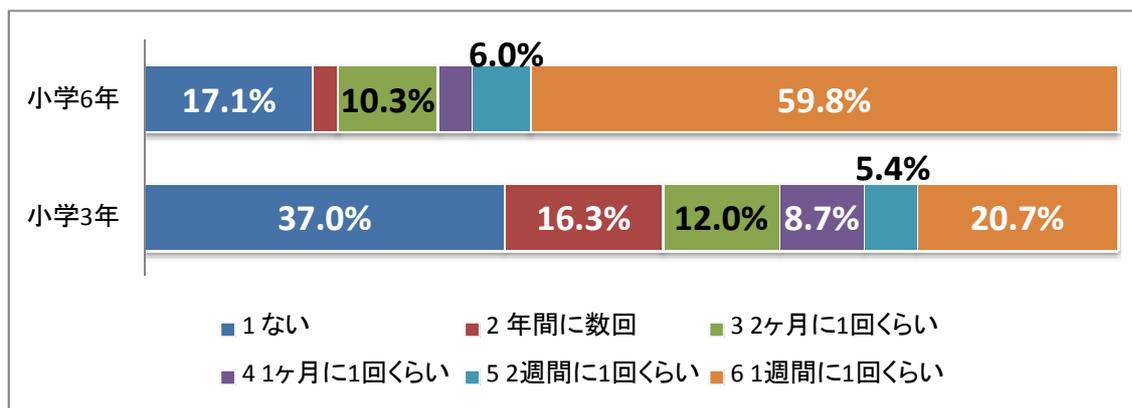
【県との比較】複数回答なので比較は難しいが、あまり差異はないと思われる。

問5 あなたは、小さい頃(保育所の頃)、
家族に絵本等を読んでもらったことがありますか。



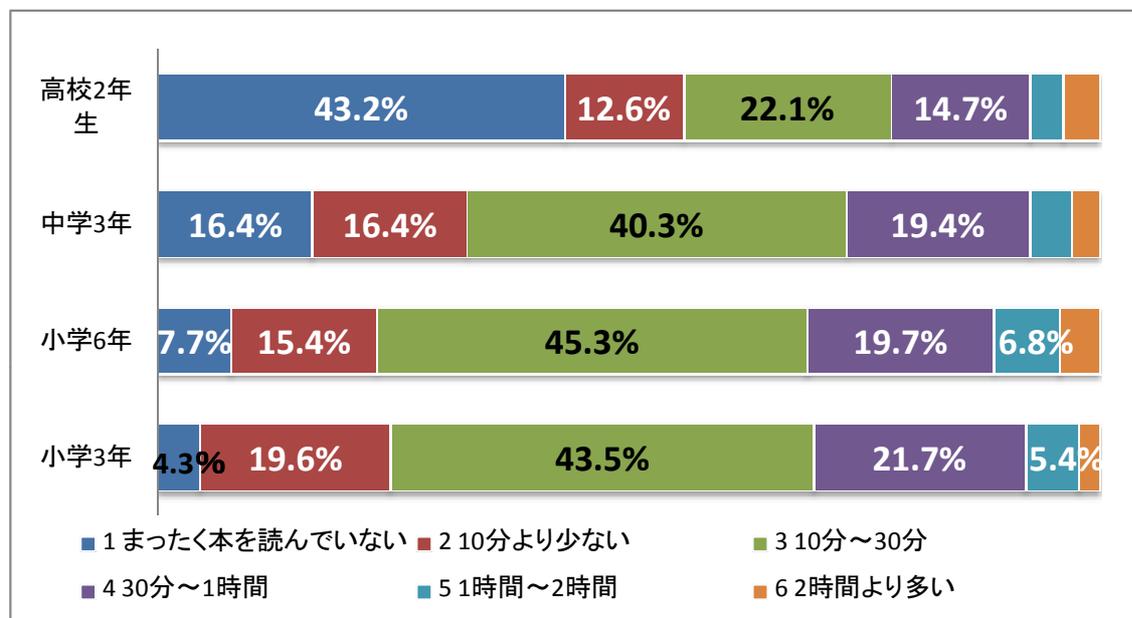
全体的に「よく読んでもらった」「読んでもらったほう」が多く、家庭において読み聞かせが行われていることがうかがえる。【県との比較】本町のほうが、読んでもらっている率が高い。

問6 あなたの家では、親子で一緒に本を読むことがありますか。



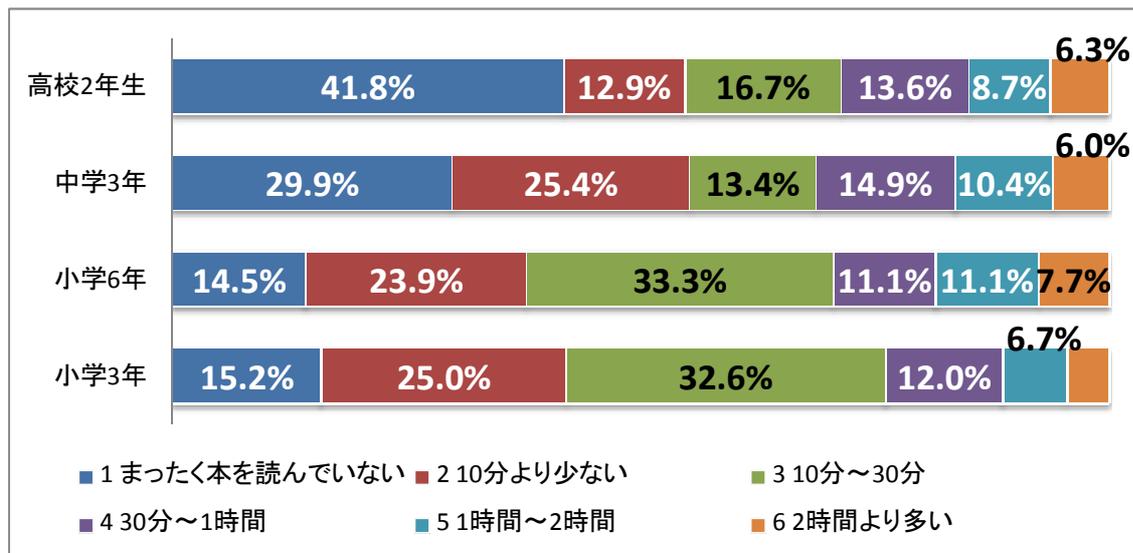
親子読書の経験が「ない」が、小学3年生で37%と高く、また、小学6年生では「1週間に1回くらい」が最も多くなっていることから、自読に変化している可能性がある。
 【県との比較】 小学3年生では「ない」が県の2倍となっている。

問7 あなたは、家や図書館で、平日(月～金曜日)、1日にどれくらいの時間読書をしますか。



平日の学校以外(家庭や図書館など)での読書時間について、「まったく読んでいない」が、年代が上がるにつれ割合が増えている。
 【県との比較】 小学6年生で「まったく読んでいない」が県より2倍近く低く、中学3年生は、県より10%低くなっている。

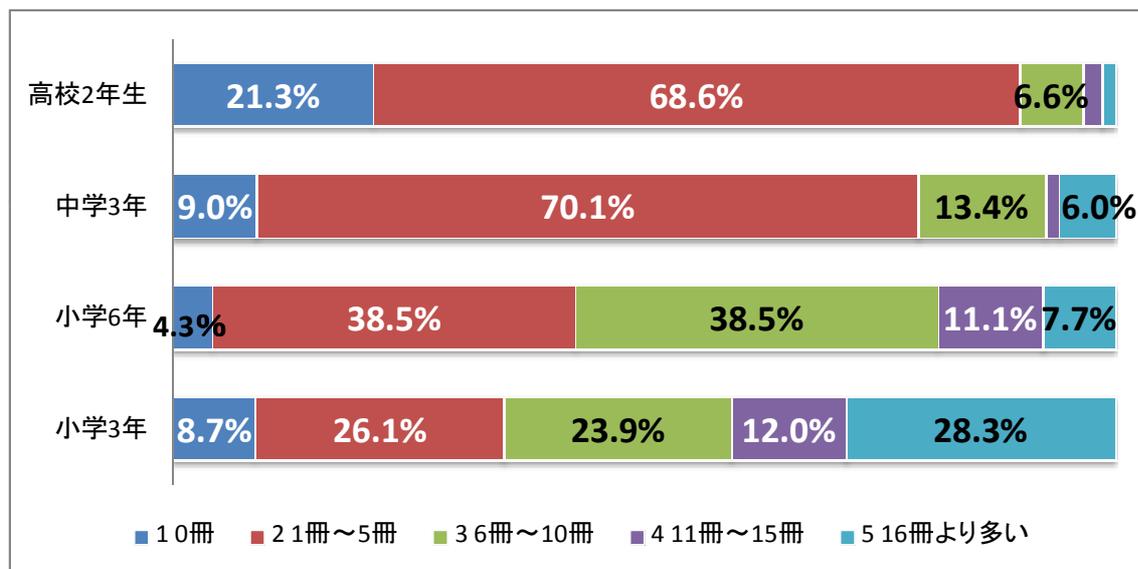
問8 あなたは、家や図書館で、休日(土、日、祝日など)、1日にどれくらいの時間読書しますか。



休みの日や学校以外で(家庭や図書館など)での読書時間について、どの年代でも平日と比較すると変わらない傾向にあり、休日でも読書をするゆとりがないことがうかがえる。

【県との比較】 県より小学6年生で「まったく本を読んでいない」が9%低くなっている。

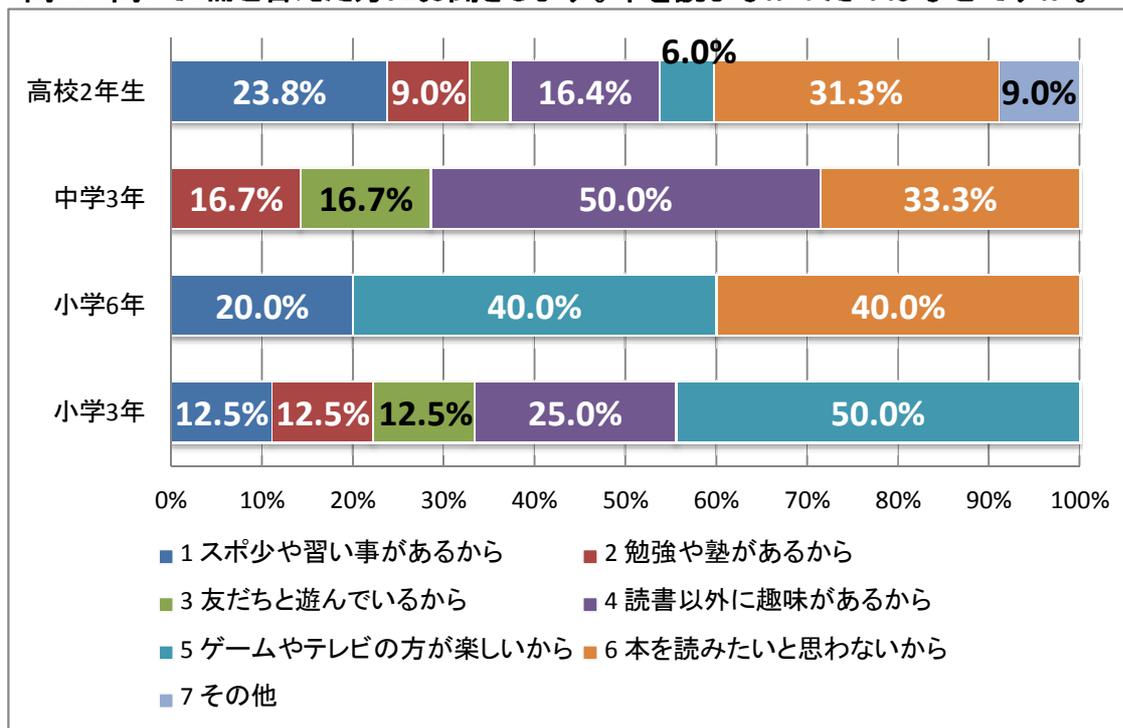
問9 あなたは、この1ヶ月間に何冊本を読みましたか。



1ヶ月間読んだ冊数は、小学3年生では「16冊以上」が28.3%と最も多く、読書に親しんでいる傾向が見える。6年生以上は「1冊~5冊」との回答が最も多い。

【県との比較】 「0冊」と答えた数値が県より小学3年生は5%高く、小学6年生では4%低い。

問10 問9で0冊と答えた方にお聞きします。本を読まなかったのはなぜですか。

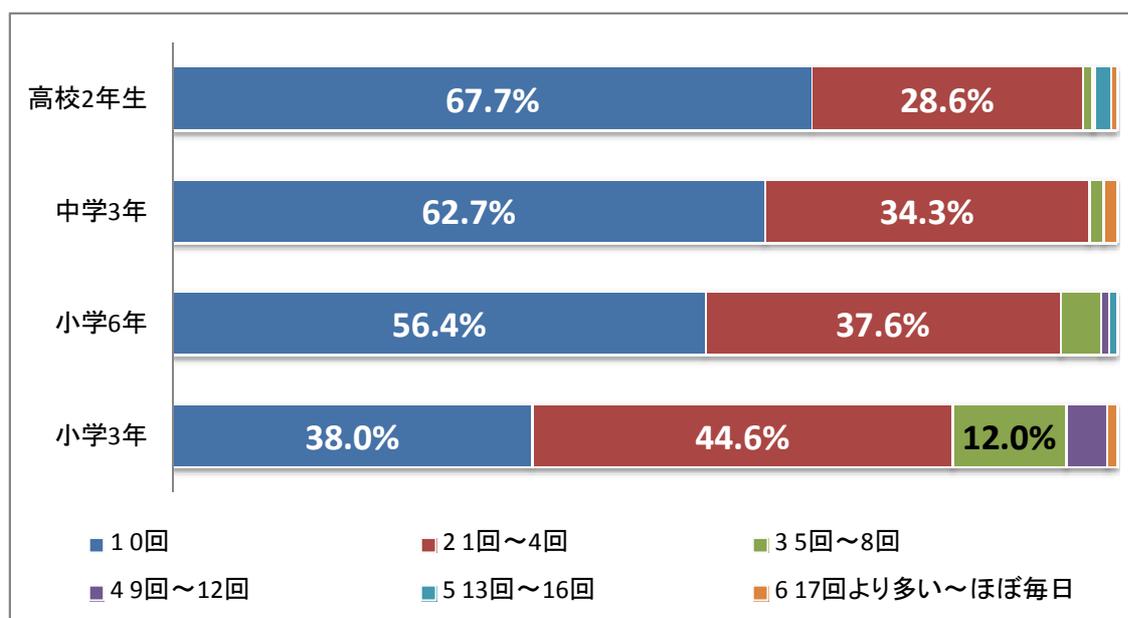


1ヶ月間に本を読まなかった理由として、中学3年生の「読書以外に興味があるから」と小学3年生の「ゲームやテレビの方が楽しいから」が50%と高くなっている。

【県との比較】 県と比べると、小学3年生では「スポ少や習い事があるから」が低く、「ゲームやテレビの方が楽しいから」が高くなっている。

3) 公共図書館の利用について

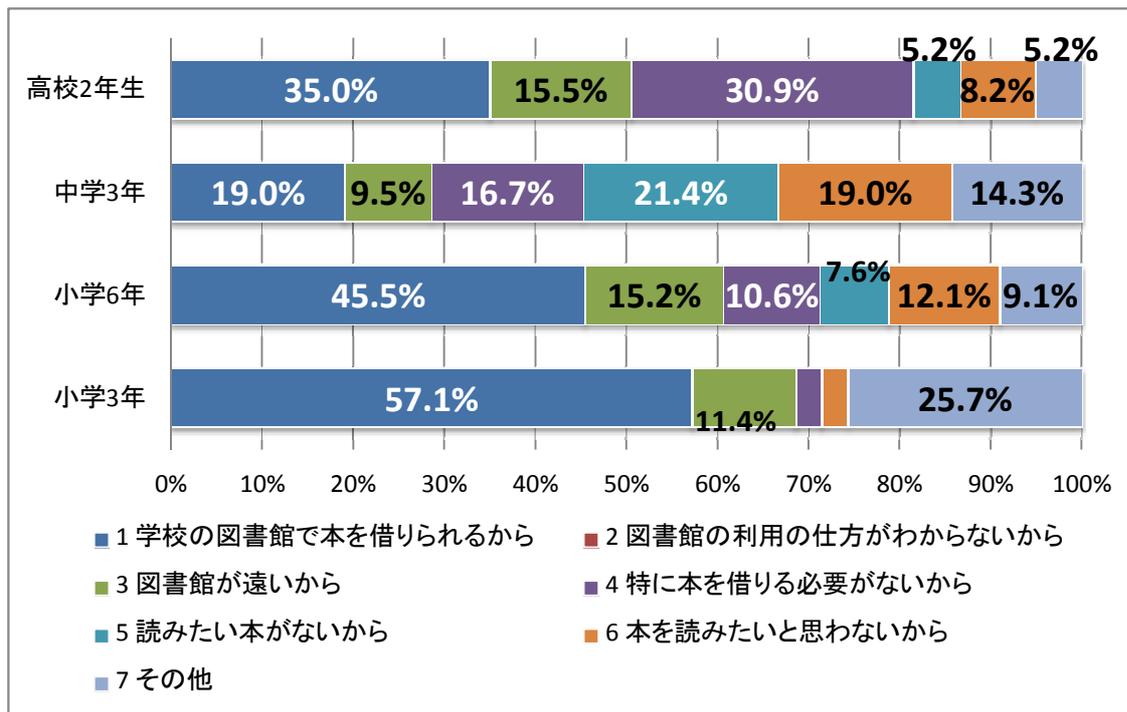
問11 あなたは、1ヶ月にどれくらい町の図書館(移動図書館車や県立図書館を含む)に行きましたか。



公共図書館の利用については、「0回」の割合が学年が上がるにつれ増加し、特に小学6年生以降は半数以上が公共図書館を利用していない。

【県との比較】 県と比べると、あまり差異はないが、「0回」の回答が、中学3年生が10%低くなっており、図書館を利用している傾向にある。

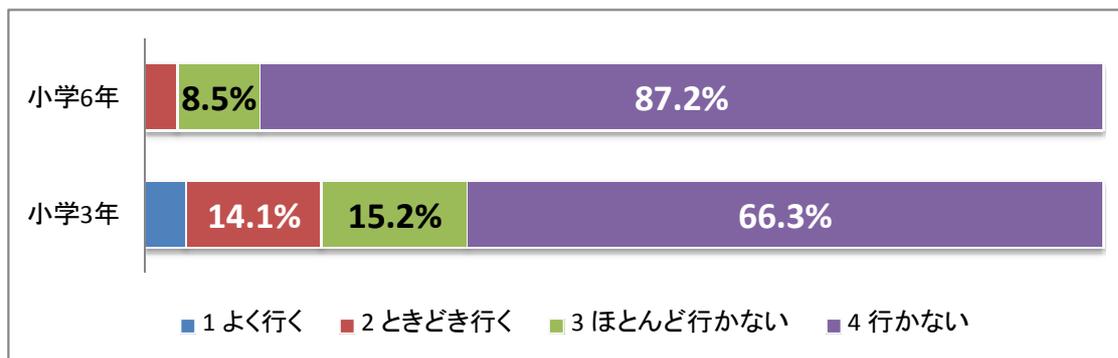
問12 問11で0回と答えた方にお聞きします。
町の図書館(移動図書館車や県立図書館を含む)へ行かなかったのは
どうしてですか。



公共図書館を利用しなかった理由として、小学3年生、6年生は、「学校の図書館で本を借りる」との回答がそれぞれ57.1%、45.5%と最も多く、中学3年生では「読みたい本がないから」という割合が最も高くなっている。

【県との比較】あまり差異はない。

問13 あなたは、町の図書館(県立図書館を含む)で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。

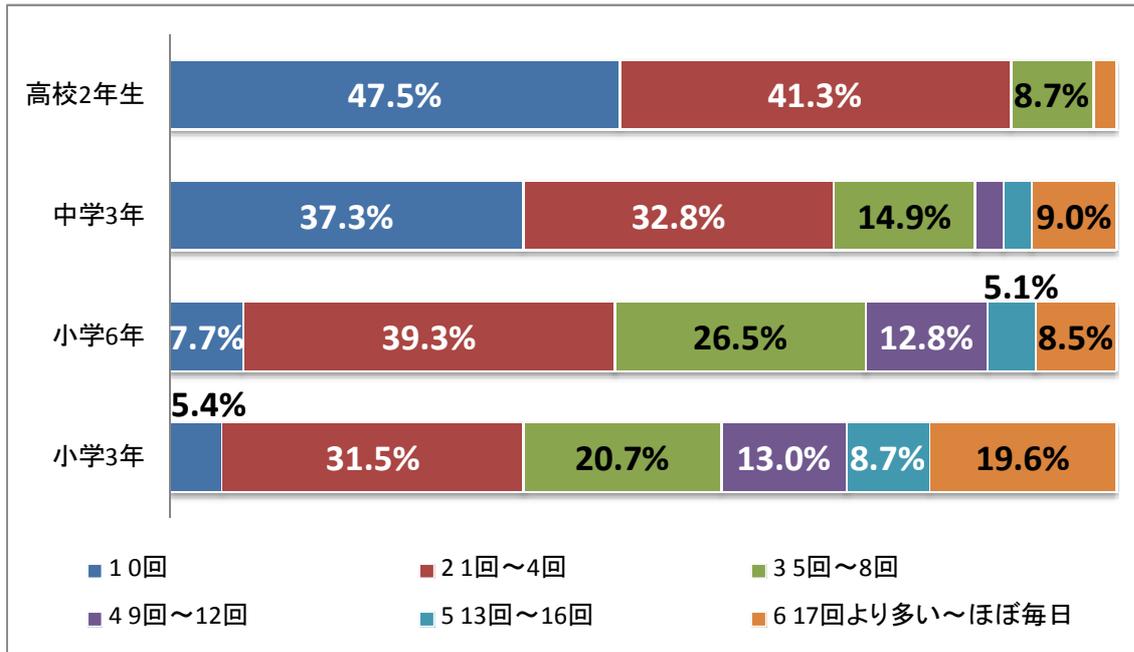


図書館で行われる「おはなし会」の利用について、「行かない」が小学3年生66.3%、小学6年生87.2%と最も高くなっている。また、図書館が遠いと保護者が連れて行く必要があるなど、子どもが行きたくてもいけない場合もあると予想される。保護者への広報活動が大切である。

【県との比較】あまり差異はない。

4) 学校図書館の利用について

問14 あなたは、1ヶ月にどれくらい学校図書館に行きましたか。

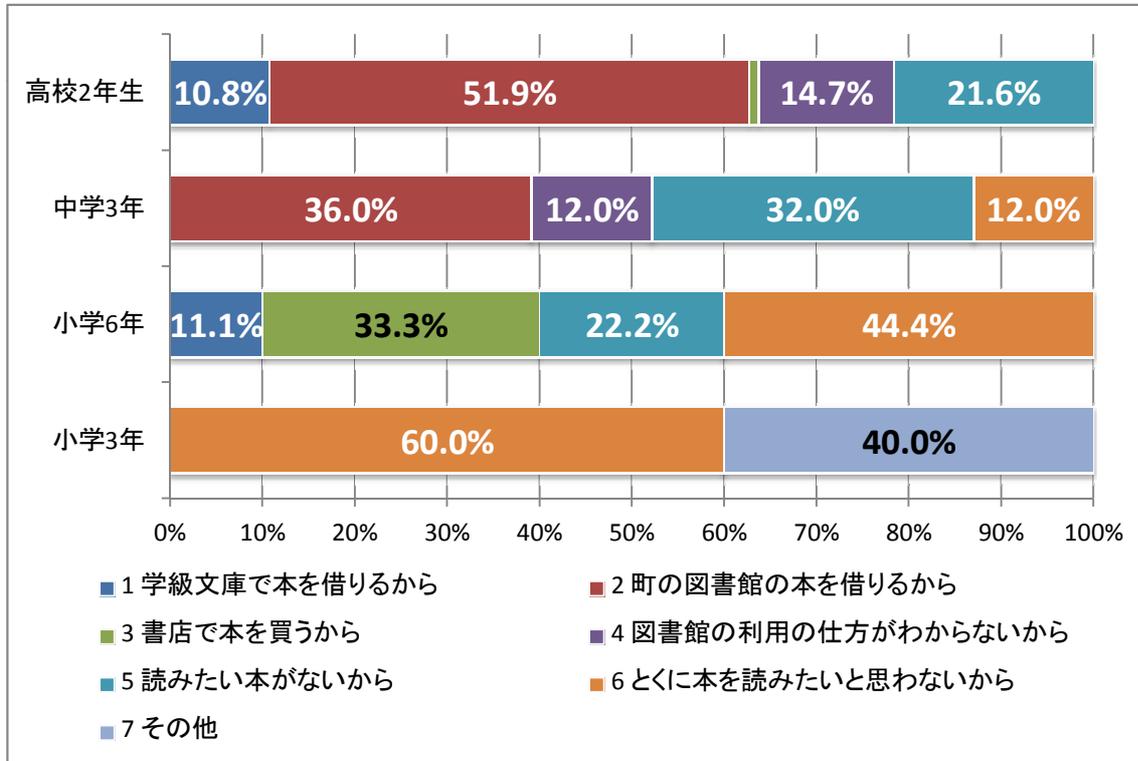


学校図書館を利用する児童・生徒が多く、子どもにとって魅力ある図書館経営が広がっていることが予想される。

【県との比較】 県より中学3年生の「0回」は、10%低い。

問15 問14で0回と答えた方にお聞きします。

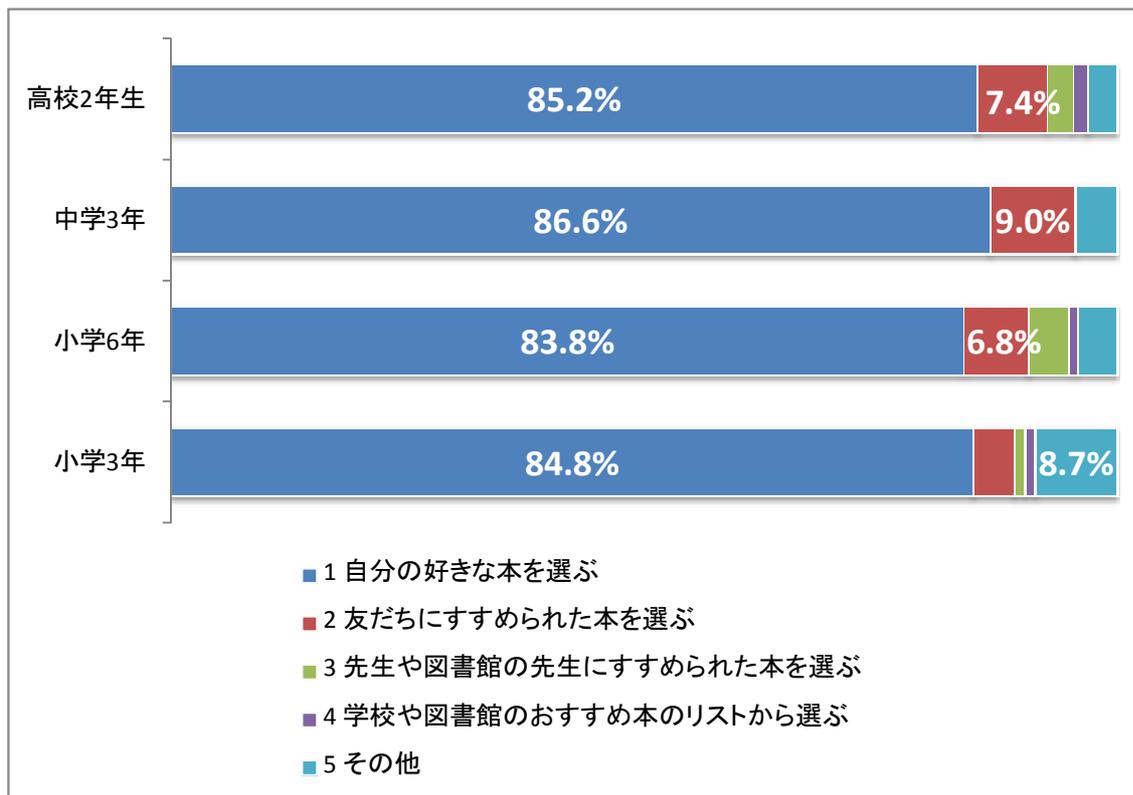
学校の図書館へ行かなかったのはどうしてですか。



学校図書館を利用しない理由は、中学3年生では「町の図書館で借りる」が高い。特に小学3年生6年生は、「とくに本を読みたいと思わない」がそれぞれ、60.0%、44.4%と高く、読書への関心の薄さが表れている。

【県との比較】 県より小学3年生の「とくに読みたいと思わない」が30%高くなっている。

問16 あなたは、本をどのように選んでいますか。



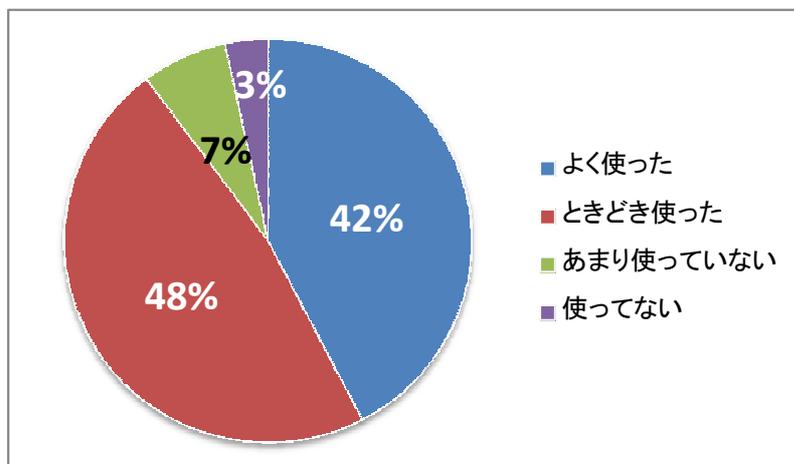
本の選び方として、「自分の好きな本を選ぶ」が最も多く、ついで「友だちにすすめられた本」となっている。

【県との比較】 あまり差異はない。

【保育所 年長児保護者】

1) 読書に関する意識について

問1 ブックスタート事業(6ヶ月健診時等に絵本を手渡す事業)でいただいた絵本は、家庭で読み聞かせ等に活用されましたか。

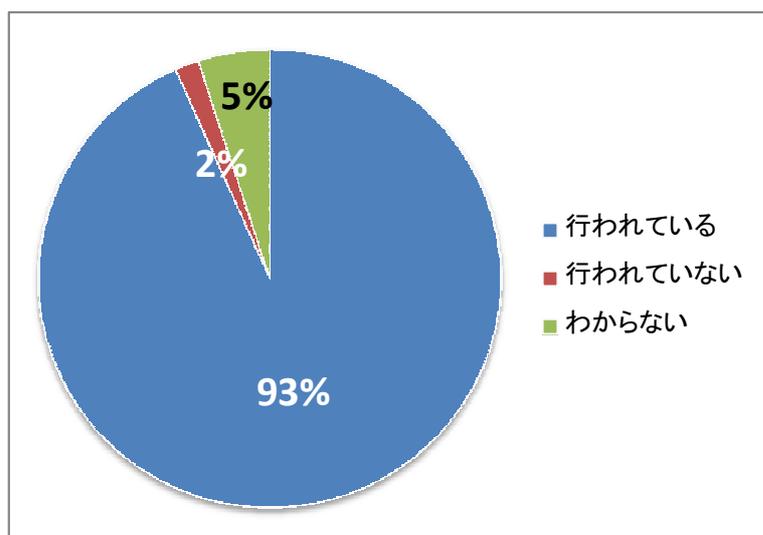


ブックスタート事業でもらった絵本の活用率は、「よく使った」「ときどき使った」があわせて90%で、家庭での読み聞かせに利用されていることがうかがえる。

【県との比較】 県より「よく使った」が13%低い。

2) 保育所や家庭での読書について

問2 あなたのお子さんが通われている保育所では、読み聞かせやおはなし会が行われていますか。

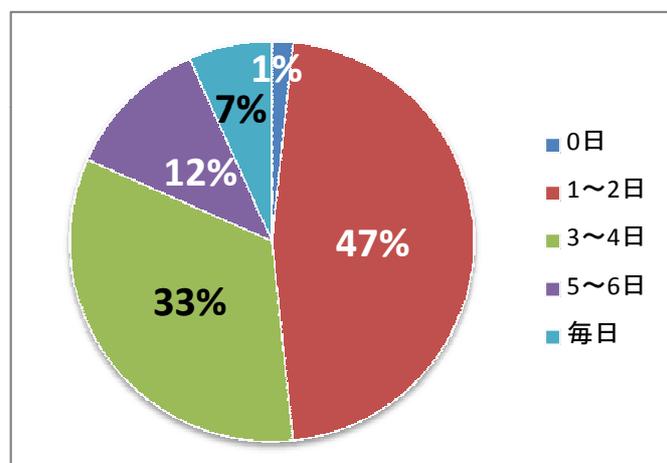


子どもの通っている保育所での読み聞かせについて、93%が「行われている」と回答しており、保護者の認知度は高い。

【県との比較】 あまり差異はない。

問3 あなたの家では、1週間にどれくらい

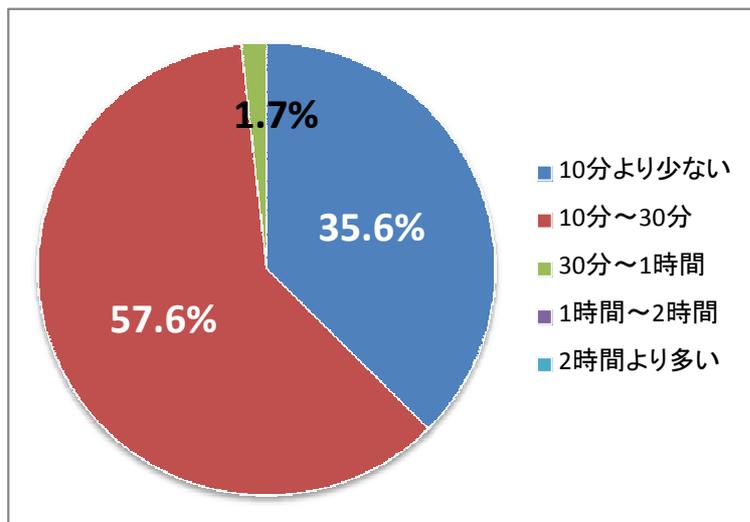
お子さんに絵本などの読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしますか。



1週間に読み聞かせをするのが「0日」と回答した家庭は、1%と低く、家庭での読み聞かせが定着しつつある。

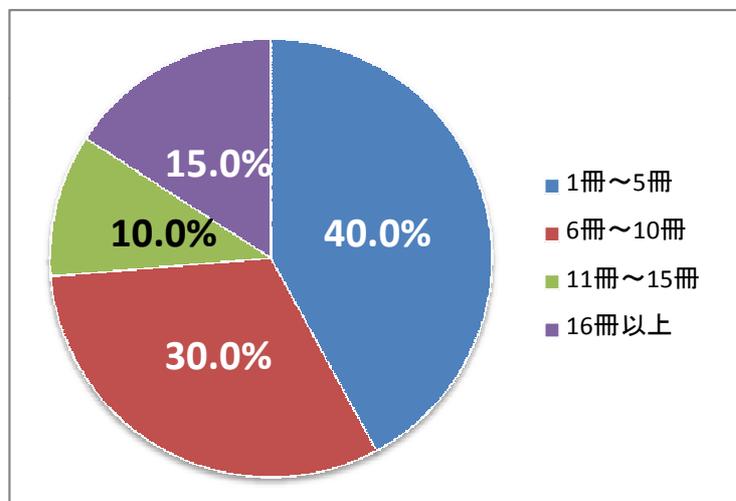
【県との比較】 県では「0日」が10.4%であり、本町の読み聞かせへの意識の高いことが、うかがえる。

問4 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
 あなたが、1日にお子さんに本を読んであげる
 (一緒に読む)時間はどれくらいですか。



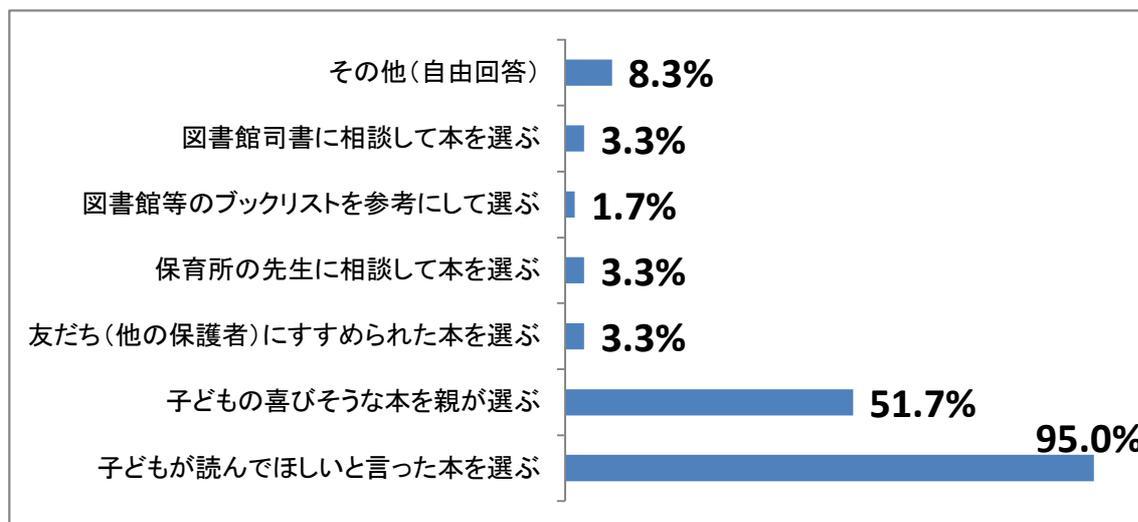
1日の読み聞かせをする時間は、「10分より少ない」「10分～30分」がほとんどを占めている。
 【県との比較】あまり差異はない。

問5 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
 あなたは、この1ヶ月間に何冊くらい読み聞かせ(一緒に読む)をしましたか。
 (同じ本を2回読んだ場合は2冊としてください。)



1ヶ月での割合は、6冊以上が半分以上を占めている。
 【県との比較】あまり差異はない。

問6 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
あなたは、お子さんに読んであげる本をどのように選んでいますか。
(複数回答可)

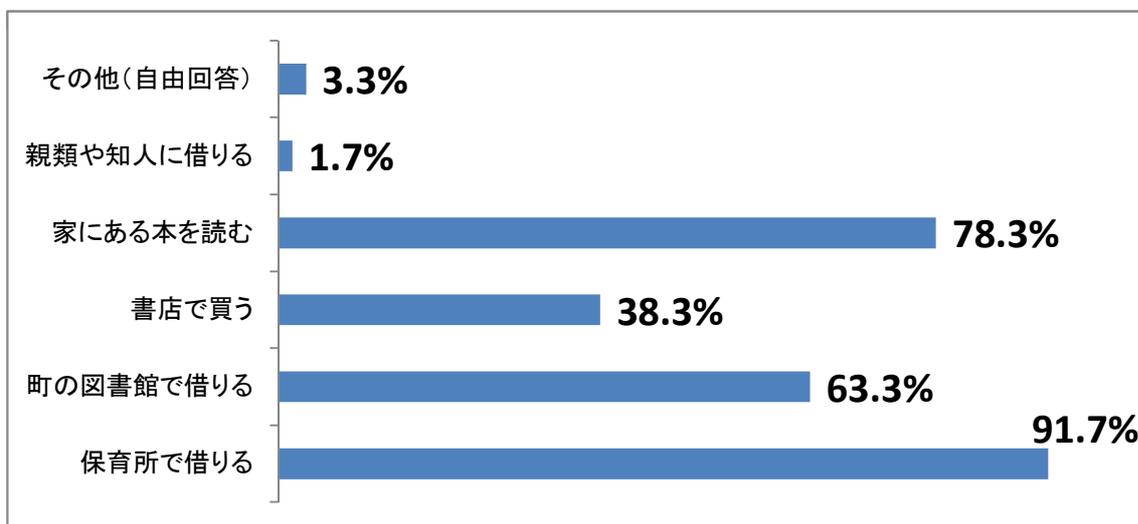


※グラフ枠内パーセンテージは全体に占める割合

子どもに読む本は、「子どもが読んでほしいと言った本を選ぶ」が95%と最も多い。次いで、「子どもの喜びそうな本を親が選ぶ」が51.7%と高い。

【県との比較】 複数回答としているが、あまり差異はない。

問7 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
あなたの家では、読み聞かせをする本や一緒に読む本をどのように準備していますか。(複数回答可)

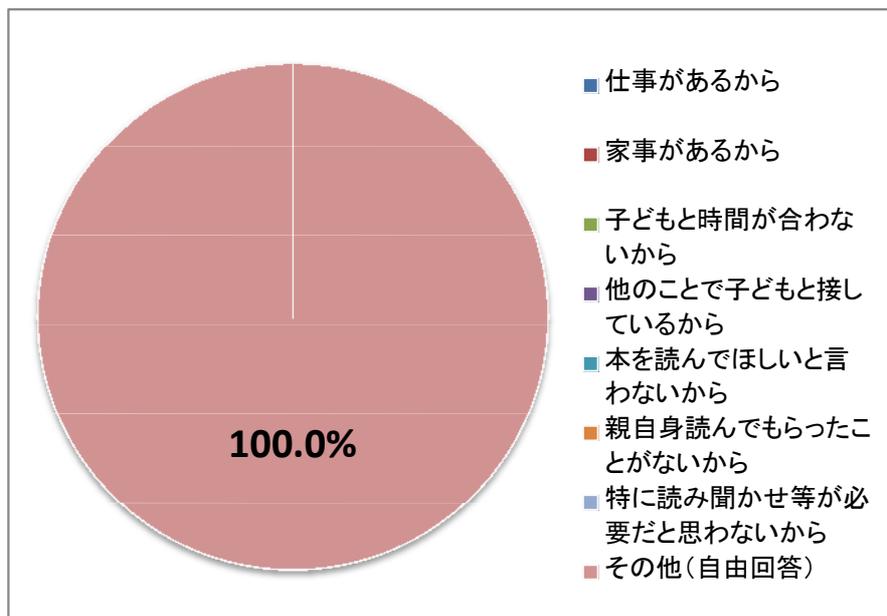


※グラフ枠内パーセンテージは全体に占める割合

読み聞かせをする本の準備については、91.7%が「保育所で借りる」で最も多い。次いで、「家にある本を読む」が78.3%と多い。

【県との比較】 複数回答としているが、あまり差異はない。

問8 問3で0日と答えた方にお聞きします。
 お子さんに読み聞かせをしたり一緒に読んだりしないのはなぜですか。



【自由回答例】

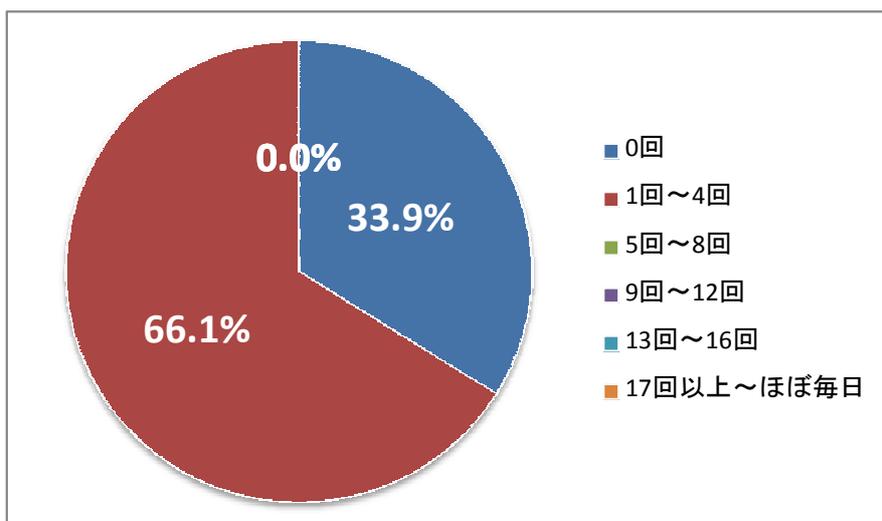
- * 帰って晩ごはん、片付け、風呂でもうすでに寝る時間をこえているから
- * 自分で読めるので、図書館で借りる時だけ一緒に行くと、1人でどんどん読んでいるため。

自由回答例は、保護者の多忙感が見て取れるものと、子どもの読書力を理由とするものとなっている。読み聞かせは、子どもと接する大切なツールであることを伝えていく必要がある。

【県との比較】「0日」と答えた方が少数であり比較しにくい。

3) 公共図書館の利用について

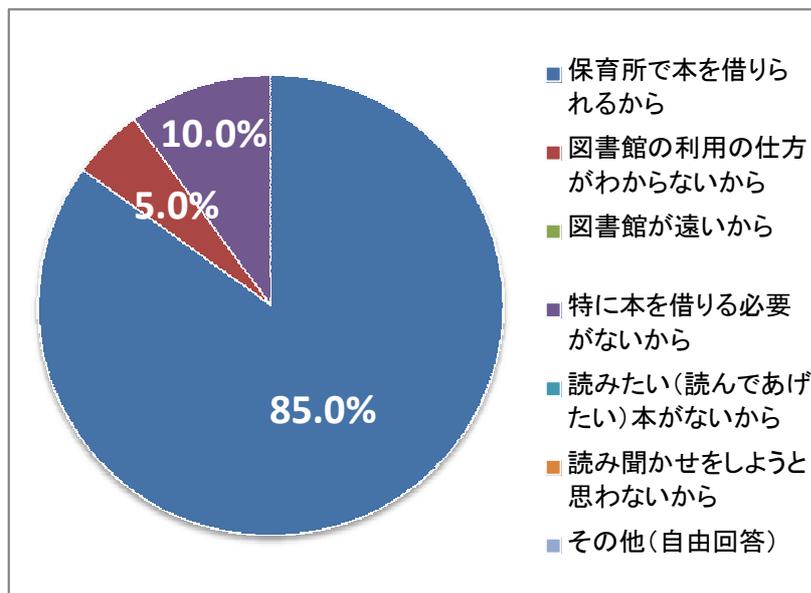
問9 あなたは、1ヶ月にどれくらい町の図書館(移動図書館車や県立図書館を含む)に行きましたか。



1ヶ月の図書館の利用状況は、「0回」が33.9%で、「1回~4回」が66.1%と半数以上を占めている。

【県との比較】「0回」が20%低い「1回~4回」を含めると、あまり差異はない。

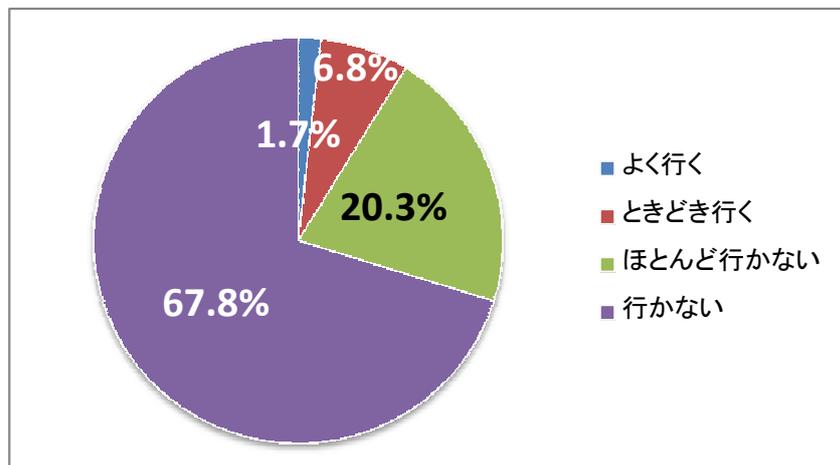
問10 問9で0回と答えた方にお聞きします。
町の図書館へ行かなかったのはどうしてですか。



図書館を利用しない理由として「保育所で本をかりられるから」が大半を占めていおり、今後も保育所の本の整備は重要である。公共図書館を利用してもらうため、保育所での公共図書館利用のアピール等が別途必要である。

【県との比較】「保育所で借りられるから」が県より20%高い。

問11 あなたは、お子さんと一緒に町の図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。



図書館で行われる読み聞かせ会への参加は、「ほとんど行かない」「行かない」との回答があわせて88.1%となっている。保護者が連れて行かないと参加することができないので、保護者への情報提供が重要である。

【県との比較】あまり差異はない。

○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 5 月 20 日教育委員会告示第 8 号)

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、八頭町子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定を目的として、八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、読書活動等の実践者及び行政関係機関の職員の内から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員会の設置期間は、推進計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第 6 条 委員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の適用を受ける職員を除く。)の報償金等は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、郡家図書館において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、'本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。